

氏名	柏木 理佳 (カシワギ リカ)
本籍	東京都
学位の種類	博士 (学術)
学位の番号	博甲第74号
学位授与の日付	2015年9月3日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	中国民营企业における独立取締役の監査・監督機能 — 日中比較及び研修機関の役割の一考察 —

論文審査委員	(主査) 桜美林大学教授	金山 権
	(副査) 桜美林大学教授	桑名 義晴
	桜美林大学特任教授	石井 脩二
	日本大学名誉教授	菊池 敏夫

## 論文審査報告書

### 論文目次

序章	1 頁
第1部 理論研究及び本研究の仮説設定	14 頁
第1章 国資企業と民营企业における政府の関与	14 頁
第1節 民营企业の企業統治における問題点	14 頁
第2節 中国の企業統治構造の特徴と独立取締役の役割	19 頁
第2章 本研究の課題設定—先行研究をふまえて	28 頁
第1節 中国における独立取締役の効用	28 頁
第2節 理論的分析による民营上場企業の構造問題	40 頁

第3章 民営上場企業の監査委員会における独立取締役の監査機能	58 頁
第1節 独立取締役の導入効果と情報開示の質・量の向上との関連性	58 頁
第2節 民営上場企業の監査委員会における独立取締役の監査・監督機能	73 頁
第2部 民営上場企業における独立取締役の監査・監督機能における事例研究一日中の社外 (独立) 取締役、企業へのアンケート・ヒアリングをふまえて一	104 頁
第4章 研修内容に関するアンケート結果による独立取締役の監査・監督機能	104 頁
第1節 研修内容からみた独立取締役の監査・監督機能	104 頁
第2節 日本の社外取締役のヒアリング結果による監査・監督機能と研修内容	133 頁
第5章 独立取締役をサポートする第三者機関の役割	161 頁
第1節 中国における公的研修機関の役割	161 頁
第2節 日本、イギリス、アメリカにおける第三者機関の役割	176 頁
第6章 事例研究 民営企業における独立取締役の監査・監督機能一日中企業のヒアリング をふまえて一	228 頁
第1節 実態調査による民営上場企業の独立取締役の監査・監督機能	228 頁
第2節 理論的分析による究極の所有者に対する独立取締役の抑制効果	248 頁
第3節 日本企業のヒアリング結果による社外取締役の役割と監査・監督機能	266 頁
第7章 監査役と監査委員会における独立取締役の監査・監督機能の比較考察	290 頁
第1節 国際比較における中国の監査役制度	290 頁
第2節 監査役と独立取締役における独立性、監査的役割の比較	299 頁
第3節 監査委員会における独立取締役と監査役との役割の重複	314 頁
第8章 不祥事企業における組織文化と独立取締役との関連性	328 頁
第1節 組織文化の視点からみる日中の不祥事企業の特徴	328 頁
第2節 中国の実証分析による不正取引に対する独立取締役の導入効果	343 頁
終章 結論と今後の研究課題	368 頁
参考文献	

## 論文要旨

柏木さんは、上記請求論文題目の下で中国の民営上場企業における独立取締役の監査・監督機能について実効性があるのかどうか、独立取締役の監査・監督機能の有効性を高める方法として実施されている企業内外の研修内容の実態を解明し、独立取締役が実践的に監査・監督機能を発揮できるような内容であるかどうかを考察している。事例研究を通じて、理論的研究、仮説の設定、民営上場企業の独立取締役の監査・監督機能の実態を明らかにしている。論文は、序章、2部8章、終章から構成されている。

本論文は中国民営上場企業の独立取締役のガバナンス機能、すなわち監査・監督機能の分析を中心にして、これらの機能の実態を明らかにするとともに、これらの機能が発揮されているかを問題にしている。

本論文の特徴として第1に、独立取締役に関する国際比較が中国と日本、中国とアメリカ、監査役（会）について中国と日本、中国とドイツについて行われており、中国の独立取締役の特徴と問題点が国際比較を通じて明らかにされていることである。

第2に、独立取締役および監査役（会）に関するデータの基礎は中国と日本の独立取締役、社外取締役、監査役に対するアンケート調査とヒアリング調査の方法によるもので、より実態に接近した形で調査がなされていることと、中国上場企業の業種別に分類したデータによって取締役の機能、政府との関係などが分析され豊富なデータによって考察されていることが指摘できる。

第3に、本論文において、中国の独立取締役に対する研修制度が主要な研究課題として取り上げられており、独立取締役に対する研修制度の内容及び問題点が国際比較の視点からさらに、ヒアリング調査の方法によって明らかにされていることに注目したい。

本論文は、理論的・実証的手法を用いて中国企業の経営構造管理体制、意思決定の仕組みといった背景の考察をもとに企業に導入された独立取締役の実際の活動、独立取締役のための研修内容、研修機関からのサポート体制にいたるまで幅広く考察を展開している。また、この論文の優れた点でもあるが、分析を進めるに際していつも欧米日という先進国での経験を比較の対象としつつ分析を進めていることである。このような分析を通じて明らかにされたことは、当初予想されたように中国企業での企業統治、とりわけ独立取締役の企業経営チェック機能は十分に発揮されていないし、形式的な性格も強いということである。そして、その原因として企業経営の構造的な問題、独立取締役の機能を強化する法整備の未発達、独立取締役の質と量、独立取締役を育成する研修機関での研修内容の抽象性、さらには企業側での独立取締役設置の意味についての共通理解の欠如といった要因を析出している。このように本論文は、今日の中国企業での企業統治の実態を明らかにした先端的な研究であると評価することができる。理論的な研究でも実証的な調査研究でも十分な能力を示し、将来的にもこの研究をさらに深めていくことのできる研究者であると評価することができる。

以上のような本論文の内容からみると、

- 1) 本論文がこの研究分野の研究水準に達していることを認め、
- 2) 本人が将来、自立して研究活動ができる研究能力を示していると認められる。

## 論文審査要旨

本論文は最近の内外の企業統治論に関する理論及び研究が、独立取締役のガバナンス機能を中心に行われているという背景のもとで、中国の独立取締役のガバナンス機能の実態の解明に焦点を当てた新しい内容の数少ない研究である。中国民営上場企業の独立取締役の監査・監督機能の分析を中心にして、これらの機能が発揮されているか否かを問題にしている。独創的である点は、独立取締役の現状を把握するために独立取締役を取り巻く経営環境、独立取締役の能力、独立取締役養成の研修機関の実態、さらには政府との関係といっ

た幅広い視点からの分析を行っている。そして、独立取締役の実情を把握するための手段として利用したエージェンシー理論と所有権理論を現実の中に関連付け、その妥当性を立証していることである。さらに、単に文献渉猟に終わることなく、自らの手で情報を収集し分析を行っていることである。このように自ら収集した第一次資料に基づきながらの分析はきわめて説得力が高いといえることができる。明白な問題意識の下で詳細な実証調査と研究が行われ、論文に説得力があり、オリジナルな特徴がある点なども審査員全員から評価された。

本論文は、「自立して研究活動」と今後も行い得る能力があることを十分に示しており、審査委員全員一致で高く評価し、博士課程の博士論文として合格と判定した。

## 口頭審査要旨

最終試問においては、まず本人から 30 分間で本論文の要旨が説明され、その後質疑応答がおこなわれた。審査委員から、企業内部における監査委員会と監査役会との関係、先行研究と仮説およびアンケート調査との関係、なぜ中国では企業統治が形骸化するのか、組織文化による不祥事企業を取り上げている問題意識、企業統治の民主化が進むことに歯止めをかけ、独立取締役の活動に制約をかけることは当然の成り行きではないかと想像されるが、なぜ経営の民主化に着手する必要があるのか、などの質問と指摘がなされた。

これらの質問に対し、本人は明快、明瞭な回答、説明が行われた。

公開試問の場には、審査委員以外に多数の大学院生らの参加があった。

全体を総合して審査員全員が合格と判定した。